



平成 28 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 長 谷 川 仁
(コード番号 1896 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊
(TEL. 03-3295-8860)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反により、本日、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、全役員、全従業員が一丸となって、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

- 1 停止を命じられた営業の範囲
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
- 2 営業停止期間
平成 29 年 1 月 6 日から平成 29 年 3 月 21 日までの 75 日間
- 3 業績に与える影響
今後業績に重大な影響を与えることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上